

急激な円高などにより加速する 産業空洞化への対応

車体課税の抜本的見直し
原料用途免税の恒久化・本則化
償却資産に対する固定資産税の見直し

平成23年10月28日

経済産業副大臣 牧野 聖修

1. 経済の低迷と深刻化する産業の空洞化

我が国の名目GDPの急激な減少

○ 我が国の名目GDPは、2008年から2011年の3年間で**55兆円減少**。

○2008／1－3月 名目GDP(年換算) 517兆円

○2011／4－6月 名目GDP(年換算) 462兆円

(参考 : 97年／4－6月 518兆円がピーク)



	名目GDP	(単位:兆円)				
		民間内需	政府支出	純輸出		
					輸出	輸入
2008／1－3	517	395	114	6	93	87
2009／1－3	469	364	114	－5	51	56
2010／1－3	482	359	117	6	70	64
2011／4－6	462	354	117	－7	69	76
(2008／1－3 － 2011／4－6)	▲55	▲41	3	▲13	▲24	▲11

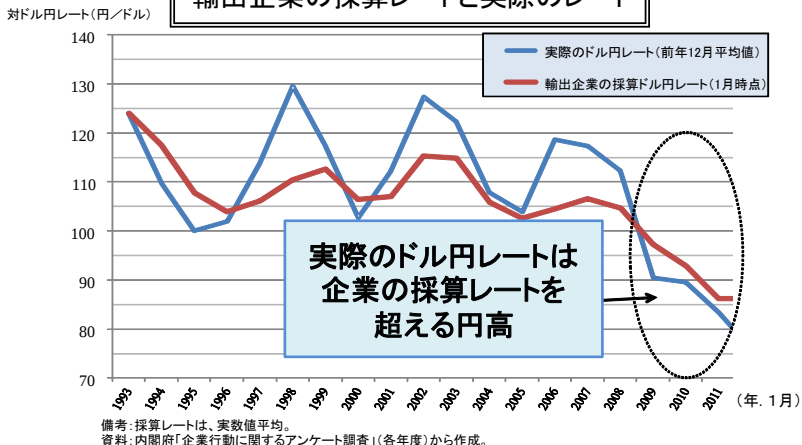
深刻化する空洞化

○ 09年以降、企業の予想を超える円高が進展。製造業を中心に海外投資が拡大。

2010年の工場立地件数は過去最低を記録。

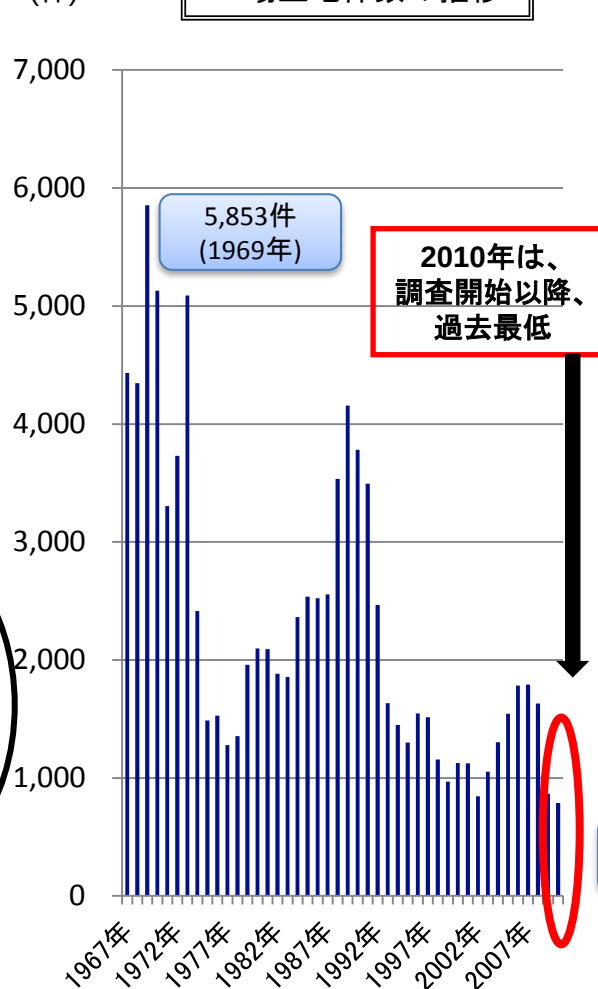
○ 震災の影響等も加わり、**今後、さらに、海外移転が進むおそれ。**

輸出企業の採算レートと実際のレート



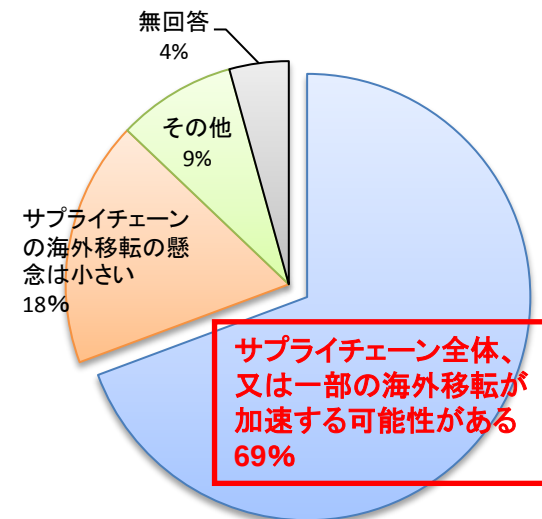
(件)

工場立地件数の推移



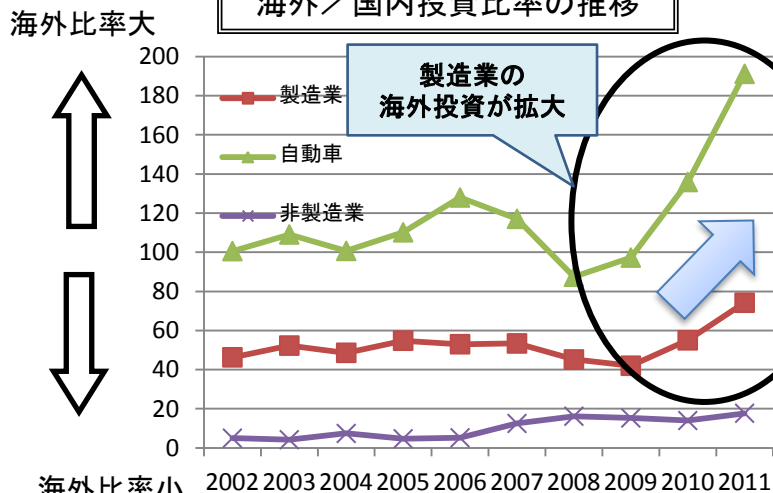
海外移転のさらなる加速化の恐れ

＜質問＞今後、震災の直接・間接の影響により、サプライチェーンの海外移転が加速する可能性はあるか(N=163)



(出所) 経済産業省
「東日本大震災後のサプライチェーンの復旧復興及び、空洞化実態緊急アンケート調査」
(2011年5月実施)

海外／国内投資比率の推移



(注) 海外/国内比率 = (連結海外設備投資 ÷ 単体国内設備投資)
2011年は計画。それ以前は実績。(出所) 日本政策投資銀行「設備投資計画調査」

(出所) 経済産業省「工業立地動向調査」

2. 車体課税の抜本的見直し

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号) 附則104条

「自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(中略)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。」

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)

「車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」

簡素化・負担の軽減

自動車取得税および自動車重量税を廃止し、取得・保有・走行の多段階にわたって課せられている複雑かつ過重な税負担の簡素化・軽減を図る。

【参考】新車購入時の減税額のイメージ

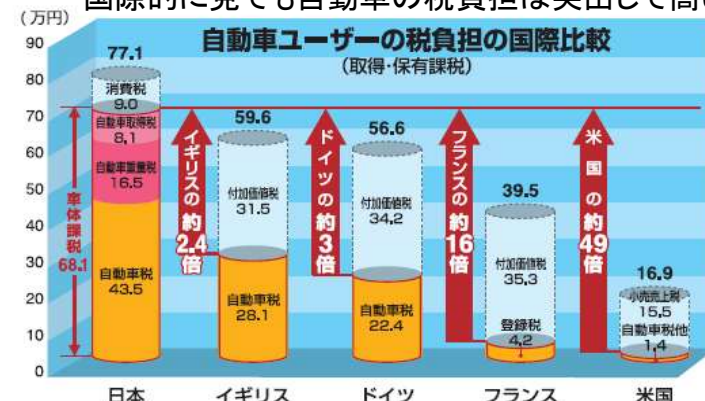


(例)

車両価格：180万円
重量：1.5トン
排気量：1.8リットル

取得	消費税	90,000円	
	自動車取得税	81,000円	廃止
保有	自動車重量税	45,000円	廃止
	自動車税	39,500円	
合計		255,500円 → 129,500円	

国際的に見ても自動車の税負担は突出して高い



前提条件: ①排気量1800cc ②車両重量1.5t未満(1,320kg) ③JC08燃費値 13.4km/l(CO2排出173g/km) ④車体価格180万円
⑤フランスはパリ、米国はニューヨーク市 ⑥フランスは課税馬力8 ⑦11年間使用(平均寿命)
⑧為替レートは1€=¥115、1£=¥137、1\$=¥87(2010/4-2011/3の平均)
※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず (出典)日本自動車工業会資料

グリーン化

環境性能に優れた自動車のさらなる普及に向け、自動車税について税制上の優遇措置を図る。

現行の特例

対象車	特例
・2010年度燃費基準 +25%超過達成	50%軽減
・次世代自動車	



対象車	特例
・2015年度燃費基準 達成	50%軽減
・2015年度燃費基準 +10%超過達成	75%軽減
・2015年度燃費基準 +20%超過達成	免税
・次世代自動車	

改正案のポイント

- 次世代自動車及び環境性能に特に優れたエコカーは、免税。
- 燃費基準早期達成へのインセンティブ付与のため、段階的な税の軽減を実施。
- 税の軽減期間を、1年間から3年間に拡充。
- 経年車への重課は維持。
- ※ 11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車・LPG車に対して、10%重課

日本経済に大きな影響を持つ自動車産業の空洞化

○ 自動車産業が空洞化すれば、地域経済や国民生活に深刻な悪影響を及ぼすおそれ。

自動車産業への
依存度が高い



基礎素材
3割



アルミ
3割



ダイカスト
7割



鉄鋼
2割



電線
1割



繊維
3～4割

関連製造業

自動車関連産業
の就業人口

500万人

就業人口6,376万人のうち、
自動車関連は515万人(8.1%)



自動車製造業の
製造業出荷額

57兆円

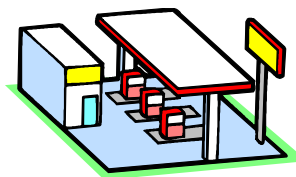
製造業出荷額336兆円のうち、
自動車は57兆円(17%)

関連サービス業

運送サービス



ガソリンスタンド



ディーラー



◆製造部門・・・86.6万人

(例) 自動車製造

◆利用部門・・・272.8万人

(例) 道路旅客運送業

◆関連部門・・・31.4万人

(例) ガソリンスタンド

◆資材部門・・・22.7万人

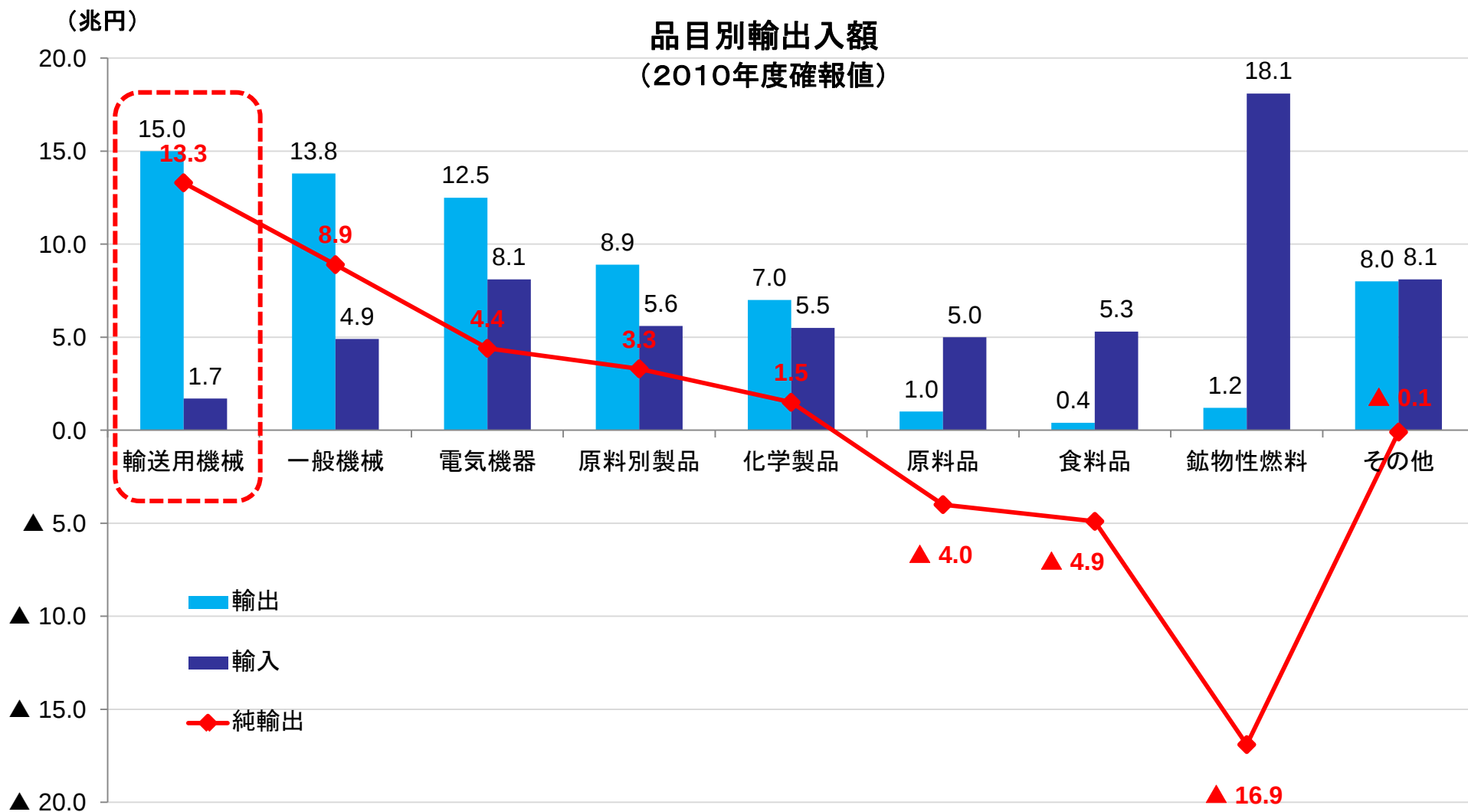
(例) 電気機械器具製造業、
鉄鋼業

◆販売・整備部門・・・101.2万人

(例) 自動車小売・整備業

自動車産業の空洞化は、最大の外貨獲得手段の喪失

○ 自動車産業は国内生産中心であり、**貿易黒字の稼ぎ頭**。自動車産業が衰退すれば貿易赤字となり、資源や燃料を輸入に依存する**我が国経済の大前提が崩壊する**。



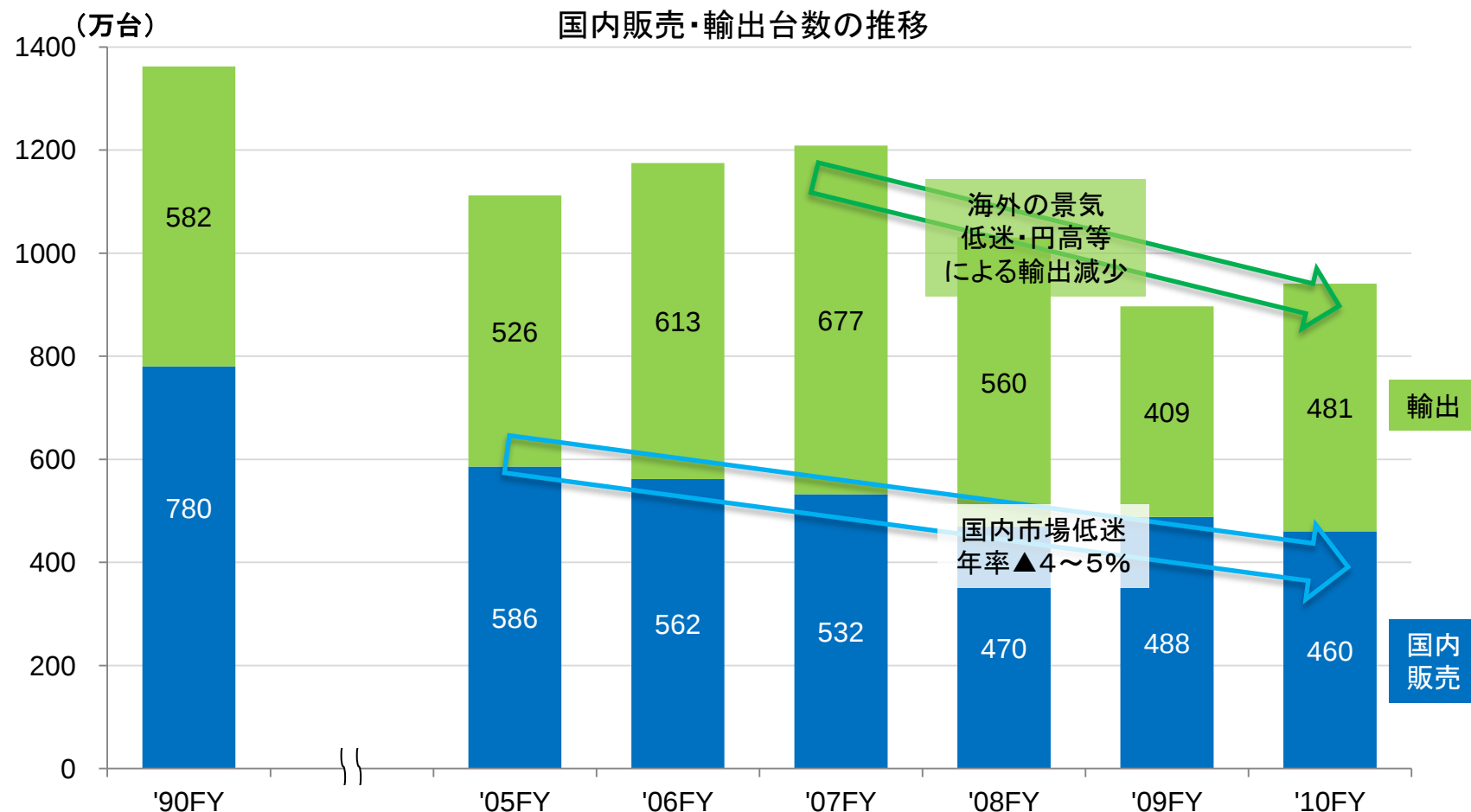
輸出が低迷する中、内需拡大を行わなければ日本経済全体が低迷

○ 急激な円高等により輸出の拡大が見込めず、**国内生産は1,000万台割れ**の状況。

急激な円高等により輸出の拡大が見込めない中、国内市場の活性化を行わなければ、日本経済全体が低迷することに。

自動車の使用年数が長期化しており、買い換えが進まない事が新車販売市場低迷に拍車をかけている。

※ 新車購入者の前保有車の保有期間
01年 6.2年 → 09年 7.3年



出典：日本自動車工業会、財団法人 自動車検査登録情報協会

静かに、しかし着実に進みつつある空洞化

- 円高等により国内で生産し輸出しているモデル(車種)でも、限界利益ギリギリの状況。概ね5年毎に迎えるモデルチェンジの際に、国内販売も減少傾向であるのであれば、当該車種について国内生産を続けるとの経営判断は全く不可能な状況。
- 現実には、工場閉鎖など目につく形ではなく、モデル単位で海外への生産移管が進んでいる。既に空洞化は水面下でひたひたと進んでいる。

海外への生産移管が公表されている主な事例

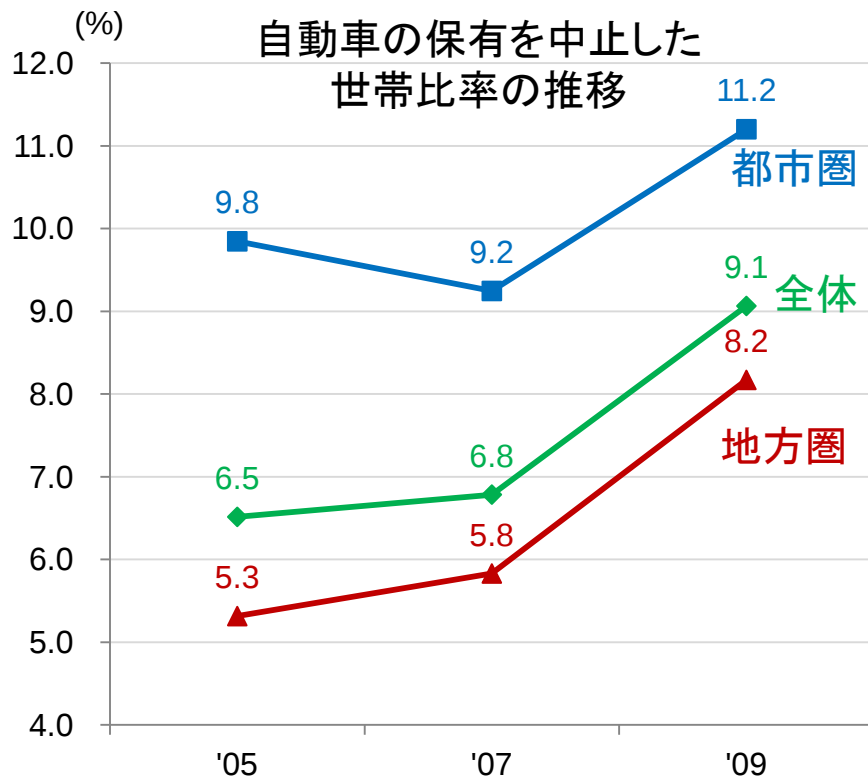


報道発表等に基づき経済産業省作成

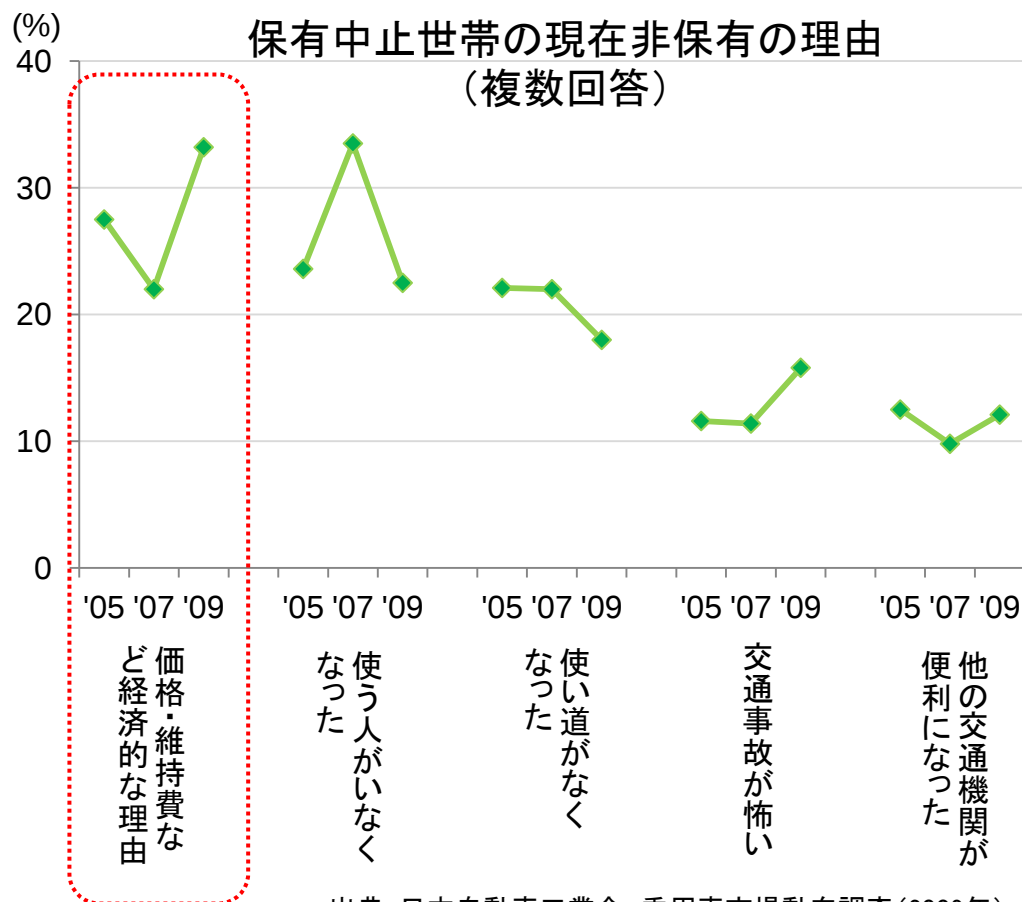
経済的理由により、自動車の保有を中止する世帯が増加傾向

- 価格・維持費など経済的理由により、自動車の保有を中止する世帯は増加傾向。
- このままでは、自動車保有台数が減少していき、潜在的な買い換え需要の減少や、整備点検や自動車保険などの自動車マーケット全体の縮小を招きかねない。

特に地方での保有中止が増加傾向。



非保有の理由について、経済的理由が上昇し、最大に。

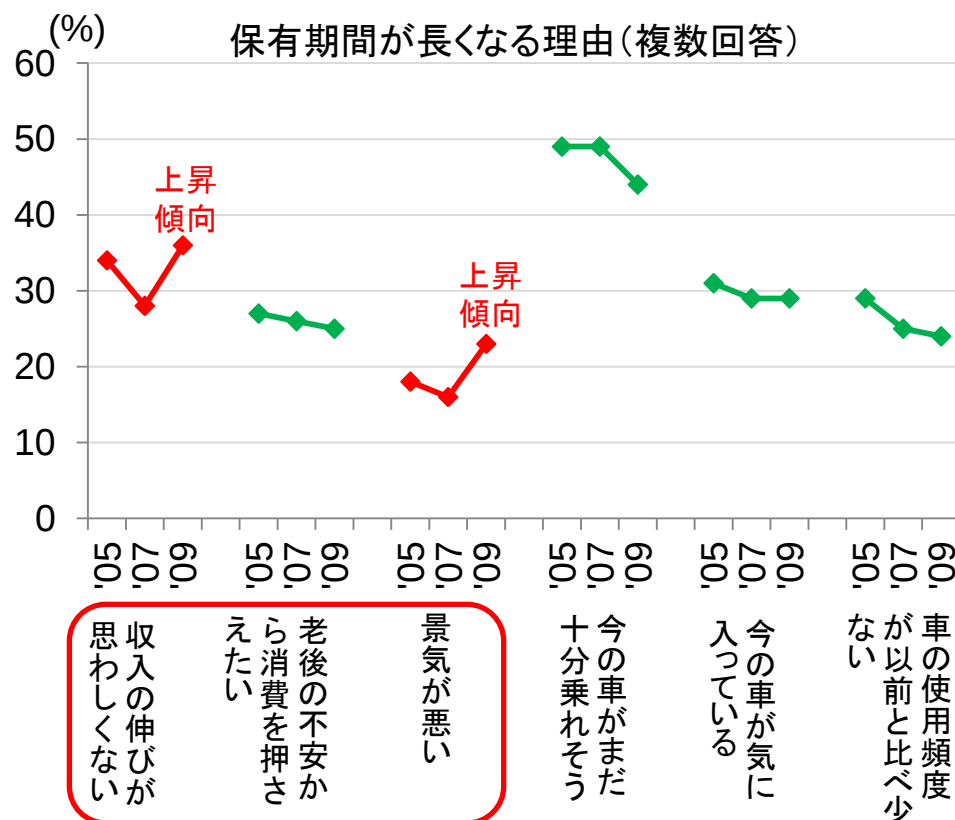


車体課税の軽減による買い換え促進の必要性

○ 円高等により輸出拡大が見込めない中、国内市場の活性化は急務。経済的理由により買い換え間隔は長期化傾向にあるため、減税により買い換えを促進する必要がある。

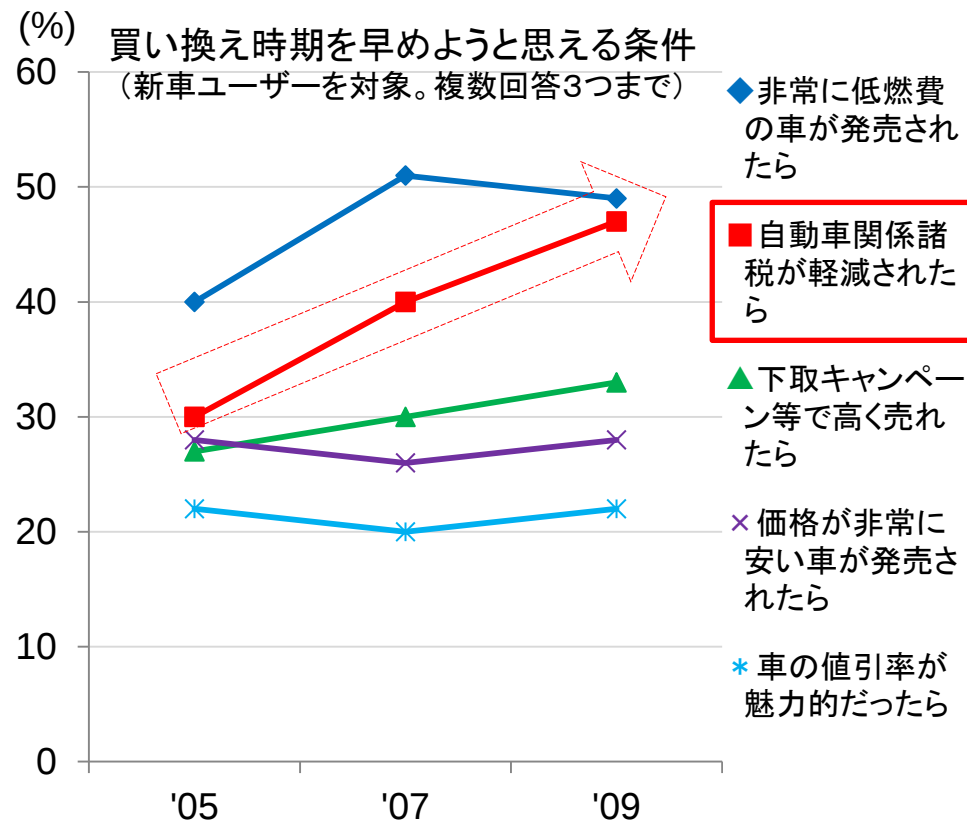
買い換え間隔が長くなる要因として、経済的理由が上昇傾向。

減税されれば、買い換えを早めようとする人が年々増加。



経済的理由

出典: 日本自動車工業会 乗用車市場動向調査(2009年)

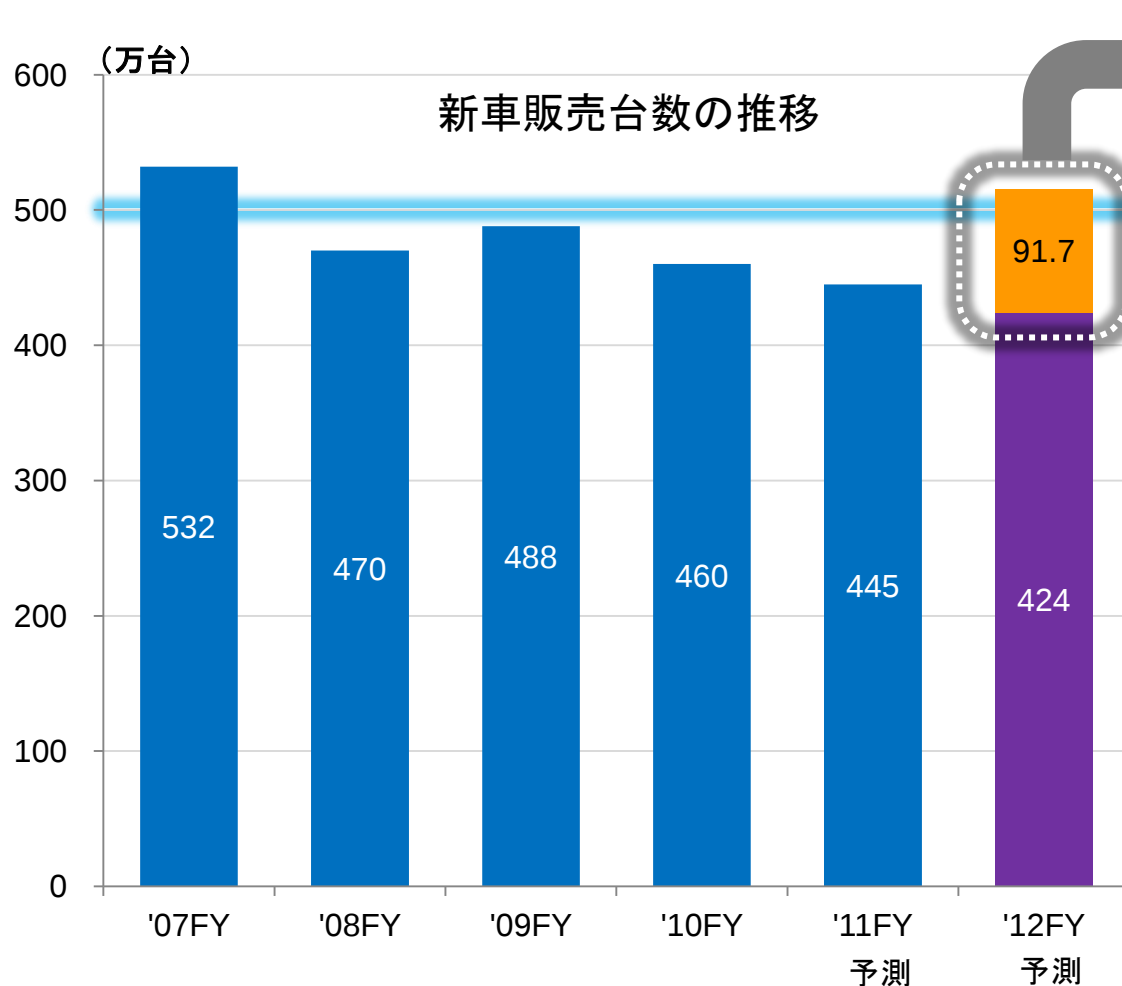


出典: 日本自動車工業会 乗用車市場動向調査(2009年)

車体課税の軽減による需要創出・雇用創出

- 思い切った税負担の軽減によりユーザーの買い換え促進を図り、500万台規模にまで回復すれば、**7.4兆円の需要創出、36万人の雇用の維持・創出が実現**される。

減税による効果試算



約9100億円の減税により
約92万台の押し上げ効果

経済効果

1.6兆円の売上増
7.4兆円の需要創出
36万人の雇用維持・創出

【参考】

上記の経済効果から試算される財政改善効果(約5300億円)

(増収効果)

法人税	: 1, 385億円
消費税	: 1, 287億円
住民税	: 745億円
所得税	: 736億円
自動車税・軽自動車税	: 296億円

(歳出抑制効果)

失業給付削減	: 310億円
生活保護費削減	: 532億円

(参考)民主党マニフェスト

<民主党マニフェスト(平成21年衆院選)(抜粋)>

4. 地域を再生させる政策

●ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率を廃止し、2.5兆円の減税を実施します。

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

(政策目的)

○課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。

○2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

(具体策)

○ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止し、2.5兆円の減税を実施する。

○将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税の二重課税回避の観点から廃止する。

(所要額)

2.5兆円程度

<民主党マニフェスト(平成22年参院選)(抜粋)>

1／ムダづかい行政刷新 → 強い財政

(今すぐやること)

●早期に結論を得ることをめざして、消費税を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始します。

10／交通政策・公共事業

●自動車重量税・自動車取得税は簡素化とグリーン化の観点から、全体として負担を軽減します。

3. 原料用途免税の恒久化・本則化

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)

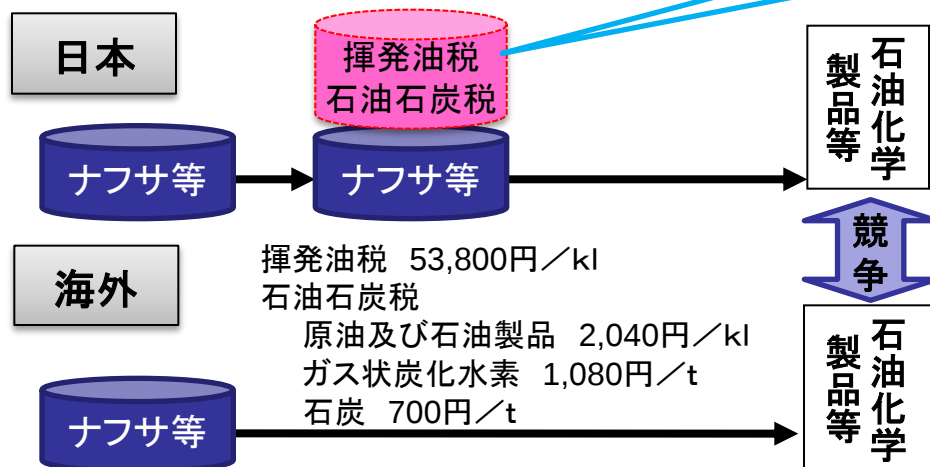
「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。」

- 我が国の基盤的産業における国際的なイコールフットイングを実現し、国際競争力を確保することで、中長期的に国内投資を維持し産業空洞化を防止すべく、ナフサ(石化製品製造用)、石炭(鉄鋼、セメント等の製造用)等にかかる原料用途免税の本則恒久化(非課税化)を図る。

現行制度

【創設】昭和32年度、【免税額】約3.8兆円

- 租税特別措置法において、石化製品製造用のナフサや、鉄鋼等製造用石炭の原料利用について、揮発油税(恒久措置)及び石油石炭税(期限付き)が免税・還付。



要望ポイント

あくまで期間限定等の特例措置であるため、ビジネス環境が不安定

~~租特による免税・還付~~

非課税化

揮発油税及び石油石炭税について、諸外国と同様に、原料用途免税の本則恒久化(非課税化)を実現。

国際的なイコールフットイングを実現し、諸外国の企業と同等のレベルで、長期的な視点からのビジネス戦略の構築が可能に。

諸外国との比較

○ 諸外国においては、担税力のない原料用途の石油、石炭、揮発油に対して、課税目的や、財源が特定されているか否かに関わらず課税されておらず、本則非課税・恒久化が国際標準。

【石油化学用揮発油】

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	韓国	台湾
減免措置等	別法による 特別免税 (揮発油税:恒久) (石炭税:2年間)	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税

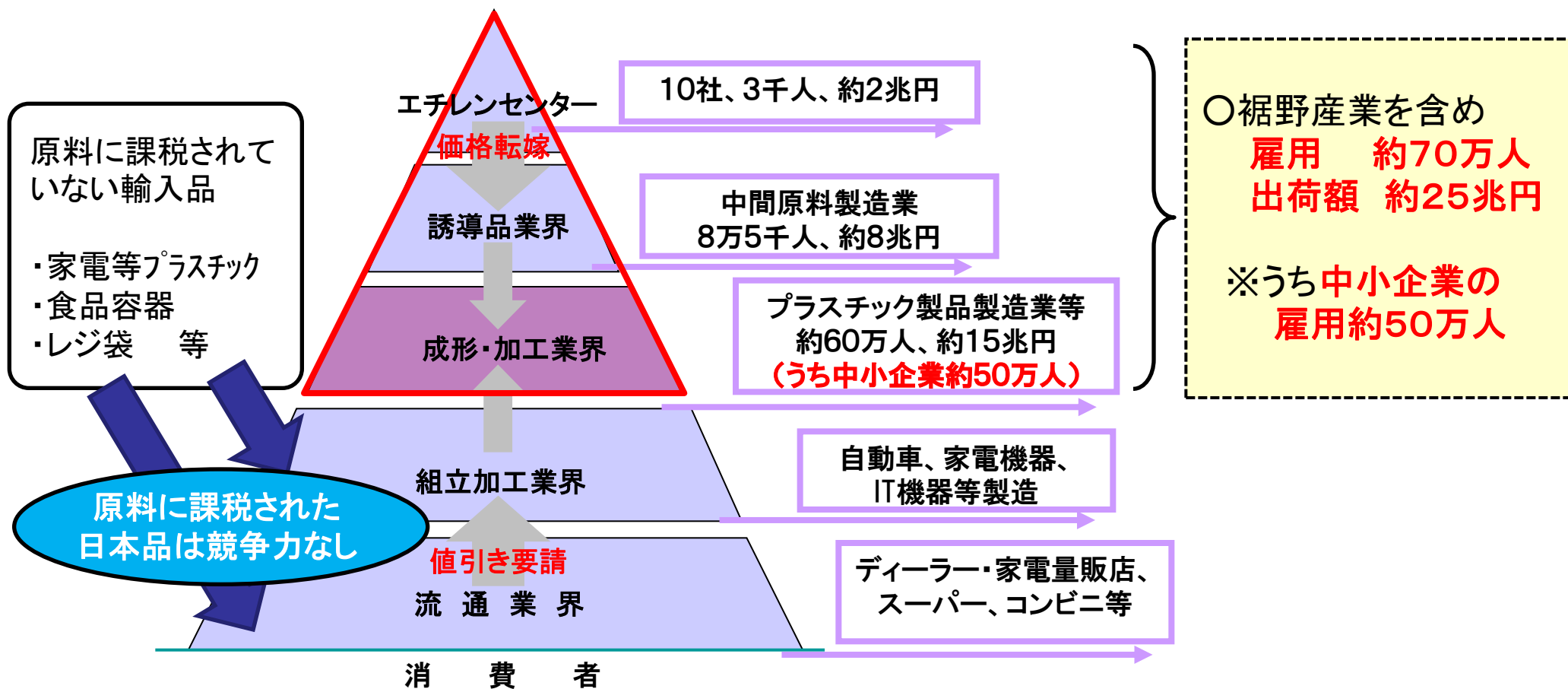
【鉄鋼製造用原料炭】

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	韓国	台湾
減免措置等	別法による 特別免税 (石炭税:2年間)	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税

※アメリカは特定財源であるが、本則で非課税措置を講じている。

我が国経済の基盤を構成する大規模なサプライチェーン

- 石油化学産業の裾野は広く、エチレンセンター、ポリエチレン等の誘導品、更に下流の成型・加工も含めると、**雇用約70万人、出荷額約25兆円(うち中小企業が50万人)**。
- ナフサに課税した場合、裾野のプラスチック等の成型・加工業を営む**中小企業は事業困難に**。



国内産業空洞化の危機

- 石油化学産業は、アジアや中東にプラントを展開しており、**生産量は 国内:海外 =1:1**になりつつある。
- 国内ビジネスが困難となれば、**容易に海外移転が進展**し、産業・雇用の深刻な空洞化の危機に陥る懸念。地域産業へのダメージも大きい。

海外展開が進んでいる事例

(1) エチレン(主要石化の基礎原料)

三菱化学	サウジアラビア(250万トン／年)
住友化学	サウジアラビア(130万トン／年)、シンガポール(110万トン／年)

(2) テレフタル酸 (ポリエステル繊維、ペットボトル原料)

三菱化学	インド(127万トン／年)、中国(60万トン／年)、 韓国(170万トン／年)、インドネシア(64万トン／年)
------	--

(3) メタクリル酸メチル(MMA)(透明度の高いLCD、自動車部材用樹脂)

住友化学	韓国(17.6万トン／年)、シンガポール(22.3万トン／年)
旭化成	タイ(7万トン／年)
三菱レーヨン	中国(9万トン／年)、韓国(9万トン／年)、タイ(9万トン／年) 等

(4) 鉄鋼(自動車用鋼板、鋼管 等)

新日本製鐵	中国(170万トン／年) 等
JFEスチール	中国(40万トン／年)、ベトナム(20万トン／年) 等
住友金属	ブラジル(100万トン／年) 等

原料用途免税の恒久化・本則化によるビジネス環境安定化の必要性

- 産業界からは、「暫定措置での免税だと、いつ免税がなくなるか分からないので、長期的な視点での国内投資がしにくい」、「本則で非課税を恒久化する必要がある」との声。
- 実際、ナフサ課税の議論によって、石油化学企業の株価は大きく下ぶれる。
- 企業が国際競争力を確保するためには、原料用途免税の本則恒久化を実現して、ビジネス環境を安定化させることが極めて重要。

石化原料課税論議による株価の下落

(10/29/2010株価を100とする)

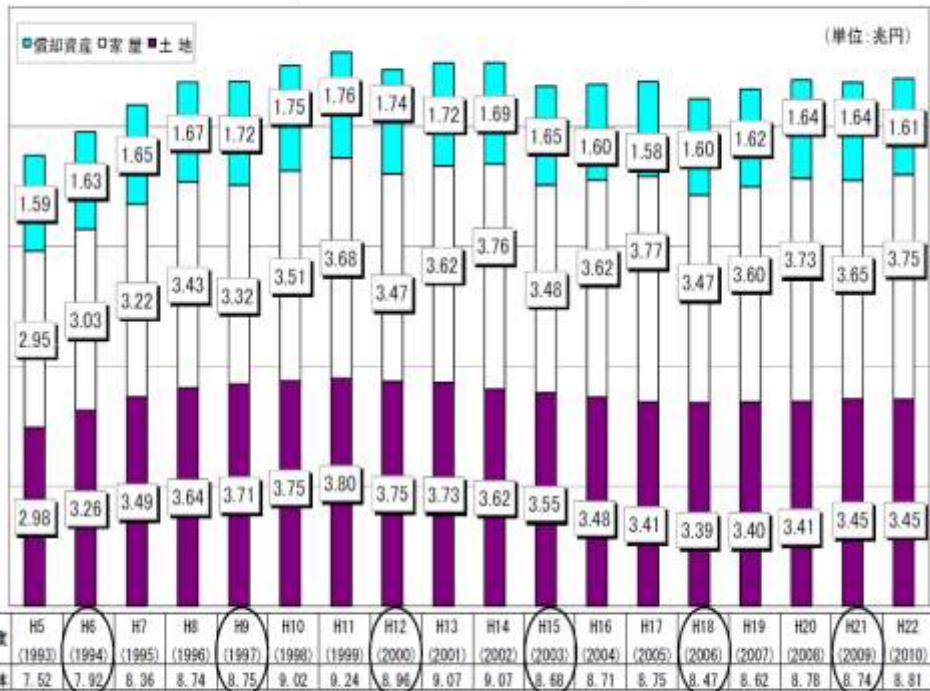


4. 償却資産に対する固定資産税の見直し

○ 国内の新規投資の促進と産業の空洞化防止のため、国際的なイコールフットिंगの観点から、償却資産にかかる固定資産税について、負担の軽減に向けた見直しを図る。

現行制度

固定資産税収の動向



(注) 1 平成20年度までは決算額、平成21年度は決算見込額、平成22年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。
2 丸がついた年度は、評価替え年度である。
3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

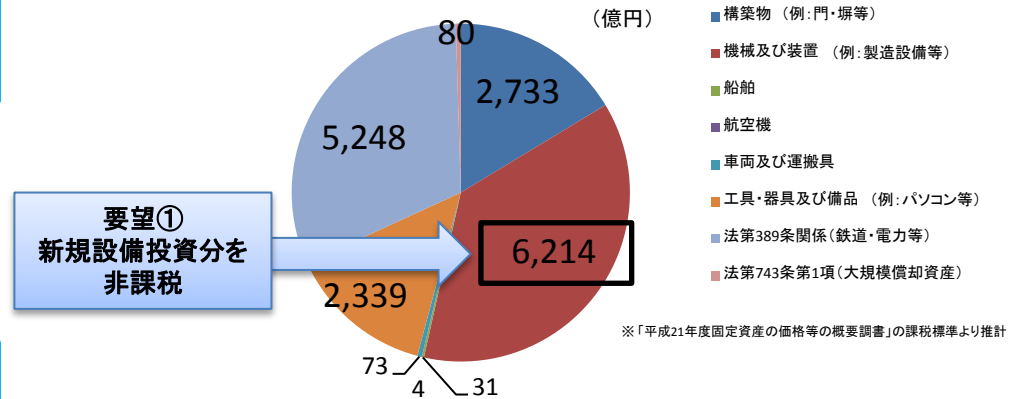
要望内容

国内の工場等の空洞化を防止する観点から、償却資産に対する固定資産税のうち、「**機械及び装置**」の分類(注)について、

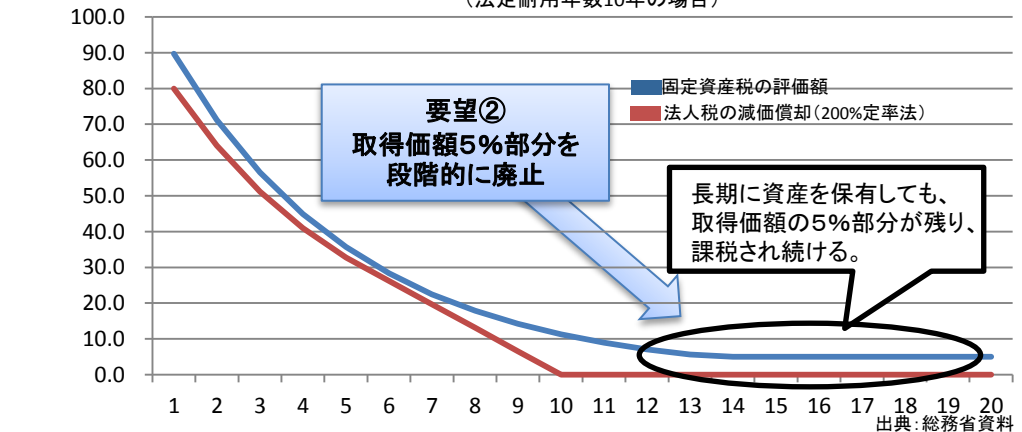
- ① **新規の設備投資分を非課税**とする。(減収額1,628億円)
- ② 長期保有分の**評価額の最低限度(5%部分)を段階的に廃止**する。(減収額214.4億円)

(注) 地方税法389条第1項第2号の規定に基づき総務大臣が指定する償却資産(電力、ガス、鉄道、電気通信等)を除く。

<償却資産に対する固定資産税の内訳(推計値)(平成21年度)>



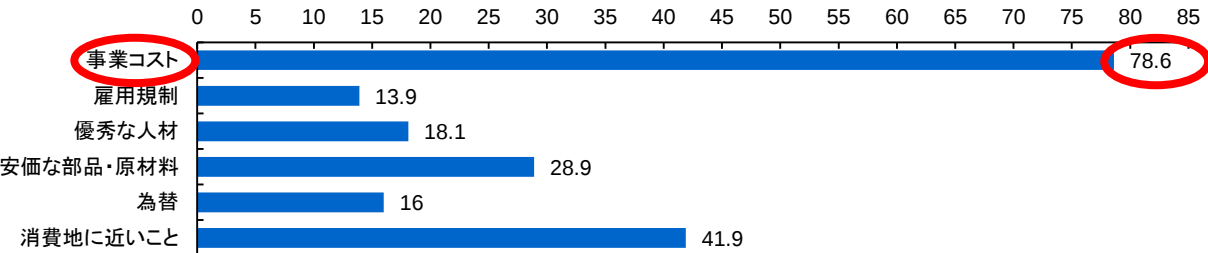
<固定資産税の評価額と法人税の減価償却(200%定率法)の相違> (法定耐用年数10年の場合)



事業コストの内訳(イメージ)と国際比較

- 企業は、事業コストを考慮して、投資地を判断。日本は諸外国と比べ、様々な面で事業コストが高い。
- 国としてこれまで法人税率引下げや、立地補助金等の対策を実施。さらなる空洞化防止のために、償却資産税についても政府による対応が必要。

＜投資地を判断する際、考慮する要素(複数回答)＞(N=332)



出典：経済産業省「企業の地方税負担等に関するアンケート調査(平成23年9月実施)」

企業立地において
約8割の企業が
事業コストを重視

＜立地地点による事業コストの国際比較＞

は、日本よりもコストが低いことを示している。

＜企業の事業コストの内訳イメージ＞

変動費	材料費	材料費	原料調達先に依存するため、立地地点だけでは比較できない						
	燃料費	産業用電気料金 (セント/kWh)	15.8	13.5	10.7	12.0	6.8	5.8	12.5
固定費	人件費	一般工職賃金 (ドル/月)	3,099	3,090	2,168	4,824	3,135	1,220	311
	減価償却費	減価償却費	立地補助金※ (6,400億円)	欧州委員会による構造基金			電池産業への立地助成金	誘致補助金	多国籍企業設立奨励金
	償却資産税	償却資産税率	1.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	法人税	法人実効税率	40.63%	28%	33.33%	29.38%	45.67%	24.2%	25%
				※職業税を2010年に廃止					

※ 立地補助金の額は、平成23年10月21日閣議決定の3次補正予算含む累計額。
また、法人実効税率の5%引下げの減収額は、平年度ベース(課税ベースの拡大含む)。
(注1)JETRO、投資コスト比較調査より作成。日本の人件費は、1ドル約91円でドル換算されているため、現在のドル円相場で換算すれば、さらに高い値となる。
(注2)産業用電気料金は、平成22年度経済産業省委託調査より(上海のみJETRO調査)作成。日本の産業用電気料金は、1ドル93.6円でドル換算されているため、現在のドル円相場に換算すれば、さらに高い値となる。
(注3)法人実効税率は、財務省HPI等より(デュッセルドルフは全ドイツ平均)。

諸外国における固定資産の課税の状況

- 固定資産税でも、工場等の償却資産に対する課税は、北米の一部を除き、国際的に稀。
- さらに、空洞化防止の観点から、フランスは2010年に職業税を廃止し、米国(オハイオ州等)も近年免税化。

＜各国の固定資産税の課税状況＞

国名	土地	家屋	償却資産(機械・装置等)
イギリス	○ (事業用レイト、カウンシル税)		×
フランス	○ (既建築不動産税、 未建築不動産税)	○ (既建築不動産税、 住居税)	×
ドイツ	○ (財産税、不動産税)		×
イタリア	○ (地方不動産税)		×
アメリカ	○ (すべての州で課税)		△ _(一部州) (注1) (2009年に免税化(オハイオ州))
カナダ	○ (財産税)		△ _(一部州) (注2)
韓国	○ (財産税)		×
中国	○ (土地使用税)	○ (財産税)	×
日本	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)

＜フランスの職業税廃止の経緯＞



時期	概要
2007年1月	新規投資分の職業税減免措置実施 (初年度100%、2年目66%、3年目33%)
2008年12月	2009年末までの新規投資について 職業税免税を認める法案成立
2009年2月	サルコジ大統領職業税廃止を表明(同年12月法案成立) 「このシステム(職業税)はヨーロッパでは他に類のないものであり、企業に (フランス国外への)工場移転を促し、産業部門の雇用を破壊するものだ。」
2010年1月	職業税廃止

＜オハイオ州の償却資産税改革の経緯＞



時期	概要(機械装置分抜粋)
2005年以前	一律25%の課税 「周辺地域よりも高い税率によりオハイオの魅力は損なわれている。」※
2006年	新規投資分を非課税 、既存設備への税率を18.75%に引下げ
2007年、2008年	既存設備への税率を段階的引下げ
2009年	既存分含む 全ての機械装置が非課税

(注1) 工場等の事業用資産への課税状況

課税あり・・・38州

課税なし・・・12州

(うち4州は電力・ガス等公益企業の資産のみ課税)

※ 税率は、各州・自治体によって異なる

(例: カリフォルニア州1.25%)

(注2) 工場等の事業用償却資産への課税状況

課税あり・・・3州

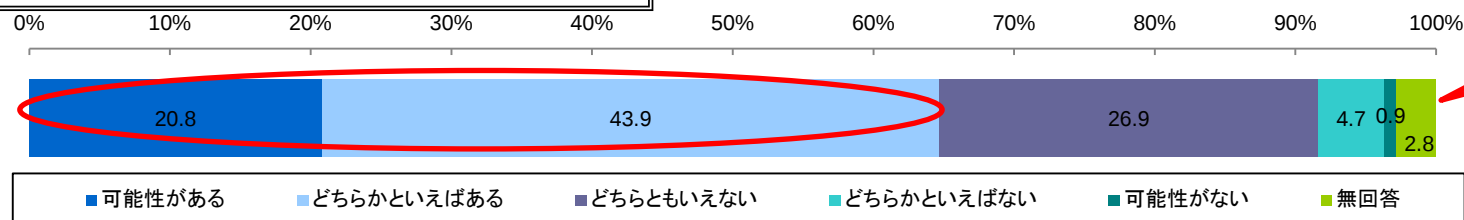
課税なし・・・7州

(うち6州は、取外し不能な機械設備等は家屋として課税)

償却資産税の見直しによる経済効果について

- 新規投資に対して償却資産税が非課税とされた場合、6割以上の企業が国内投資を積極化すると回答。
- 本税制改正により、**5,800億円の新規投資**が見込まれる。
これに伴う生産額の増加により、**毎年、1兆400億円の需要創出、6.4万人の雇用創出**が期待される。
- この効果に加え、投資年度には、工場建設等の需要増が見込まれることから、**1兆4000億円の需要創出、8.6万人の雇用創出**が期待される。

償却資産税の非課税化による国内投資の積極化



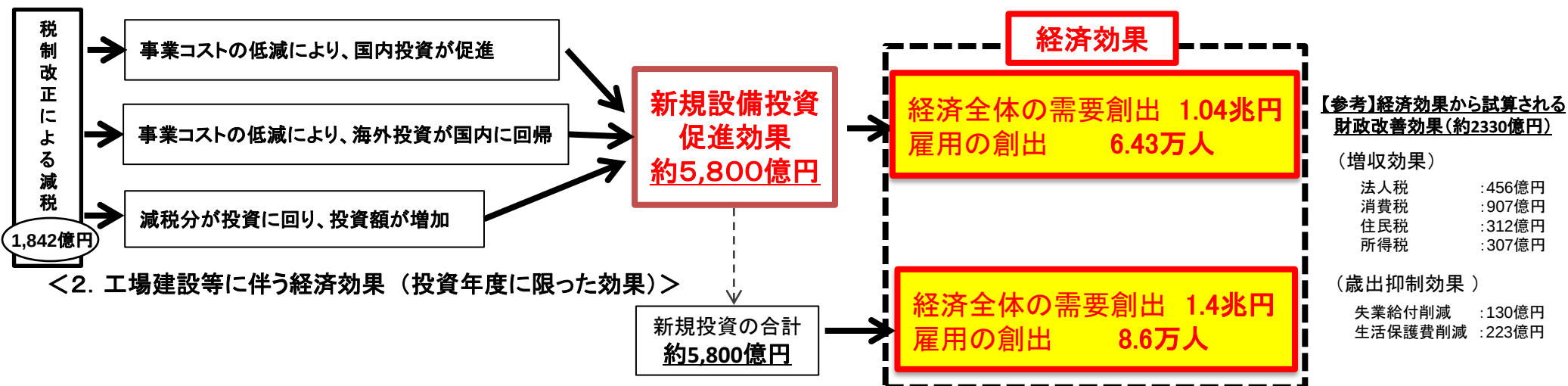
約64%の企業が、
国内投資を積極化する
可能性。

今後の新規投資に対して償却資産税が非課税とされた場合、
国内投資を積極的に行う可能性がある(製造業)(N=210)

出典：経済産業省「企業の地方税負担等に関するアンケート調査(平成23年9月実施)」

経済波及効果の推計

<1. 生産額増加による経済効果 (投資以後、毎年現れる効果)>



(注) 経済産業省「企業の地方税負担等に関するアンケート調査(平成23年9月実施)」、内閣府「民間企業資本ストック」「国民経済計算確報」、
第一生命経済研究所「減価償却制度の見直しの影響について」(2006年)等をもとに、一定の仮定を置いて推計。